| | | |
|---|---|---|
| 三　法第七十三条第四項の点検 | イ　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数<br>ロ　送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等<br>ハ　空中線系<br>ニ　電源設備<br>ホ　計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備（船舶局で、義務がある場合に限る。） | |

別表第四号第三第二号の表中

| | | |
|---|---|---|
| 「HF及びVHF通信装置 | 一　周波数<br>二　スプリアス発射又は不要発射の強度<br>三　空中線電力<br>四　変調特性<br>五　受信感度<br>六　選択度 | 」 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 「HF、VHF及びUHF通信装置 | 一　周波数<br>二　スプリアス発射又は不要発射の強度<br>三　空中線電力<br>四　変調特性<br>五　受信感度<br>六　選択度 | 」 |

に、「実効輻射電力」を「実効輻射電力」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表を別表第七号とする。

別表第三号中「第3条及び第8条」を「第4条及び第10条」に、「登録の年月日」を「登録又はその更新の年月日」に、

| | |
|---|---|
| 「登録点検事業者等の名称 | |
| 登録点検事業者等の住所 | |

を

| | |
|---|---|
| 有効年月日（注1） | |
| 登録検査等事業者等の名称 | |
| 登録検査等事業者等の住所 | |
| 備考（注2） | 電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。（注1） |

」

に、「（注2）　（何）総合通信局長　（印）」を「（注4）　（何）総合通信局長　（印）」に、

| | |
|---|---|
| 登録点検事業者等の名称 | |
| 登録点検事業者等の住所 | |

電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。（注1）

」

を

| | |
|---|---|
| 有効年月日（注1） | |
| 登録検査等事業者等の名称 | |
| 登録検査等事業者等の住所 | |
| 備考（注2） | 電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。（注1） |

」

に改め、注2を注4とし、注1を注3とし、注3の前に次のように加え、同表を別表第四号とする。

注1　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限り記載する。

2　登録を受けた者が点検の事業のみを行う者である場合はその旨を記載する。

別表第四号の次に次の二表を加える。

**別表第五号**　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

第一　無線従事者の資格及び員数

一　選任されている無線従事者の資格及び員数

二　選任されている無線従事者の従事事実

三　主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任している場合に限る。）

四　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力（船舶局で、義務のある場合に限る。）

五　遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）

第二　法第六十条の時計及び備付書類

一　時計の備付け

二　無線局免許状の備付け及び掲示

三　無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容

四　その他の書類の備付け

第三　無線設備

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

| 照合書類の区分 | 検査の項目 |
|---|---|
| 無線局事項書 | イ　免許人の氏名又は名称及び住所<br>ロ　無線設備の設置場所（常置場所）<br>ハ　無線設備の設置箇所（船舶局及び船舶地球局で、条件がある場合に限る。）<br>ニ　法第三十五条の措置（船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。）<br>ホ　船舶関係事項（船舶局に限る。） |
| 工事設計書 | イ　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数<br>ロ　送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等<br>ハ　空中線系<br>ニ　電源設備<br>ホ　計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備（船舶局で、義務がある場合に限る。） |

二　電気的特性の検査

無線局の種別及び無線設備名

| 船舶局 | 検査の項目 | 備考 |
|---|---|---|
| 基本及び予備設備 | 一　周波数<br>二　占有周波数帯幅<br>三　空中線電力<br>四　変調特性 | |
| 船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及びレーダー | 一　周波数<br>二　空中線電力 | 電池を備えるものは、その有効期限の確認を含む。 |
| 衛星非常用位置指示無線標識及び設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備 | 一　周波数<br>二　空中線電力<br>三　伝送速度<br>四　無変調送信時間<br>五　識別信号 | 電池の有効期限の確認を含む。 |